

市場メカニズムを活用した地球温暖化対策 の現状と今後の取組

2011年11月21日

環境省地球局地球温暖化対策課
市場メカニズム室

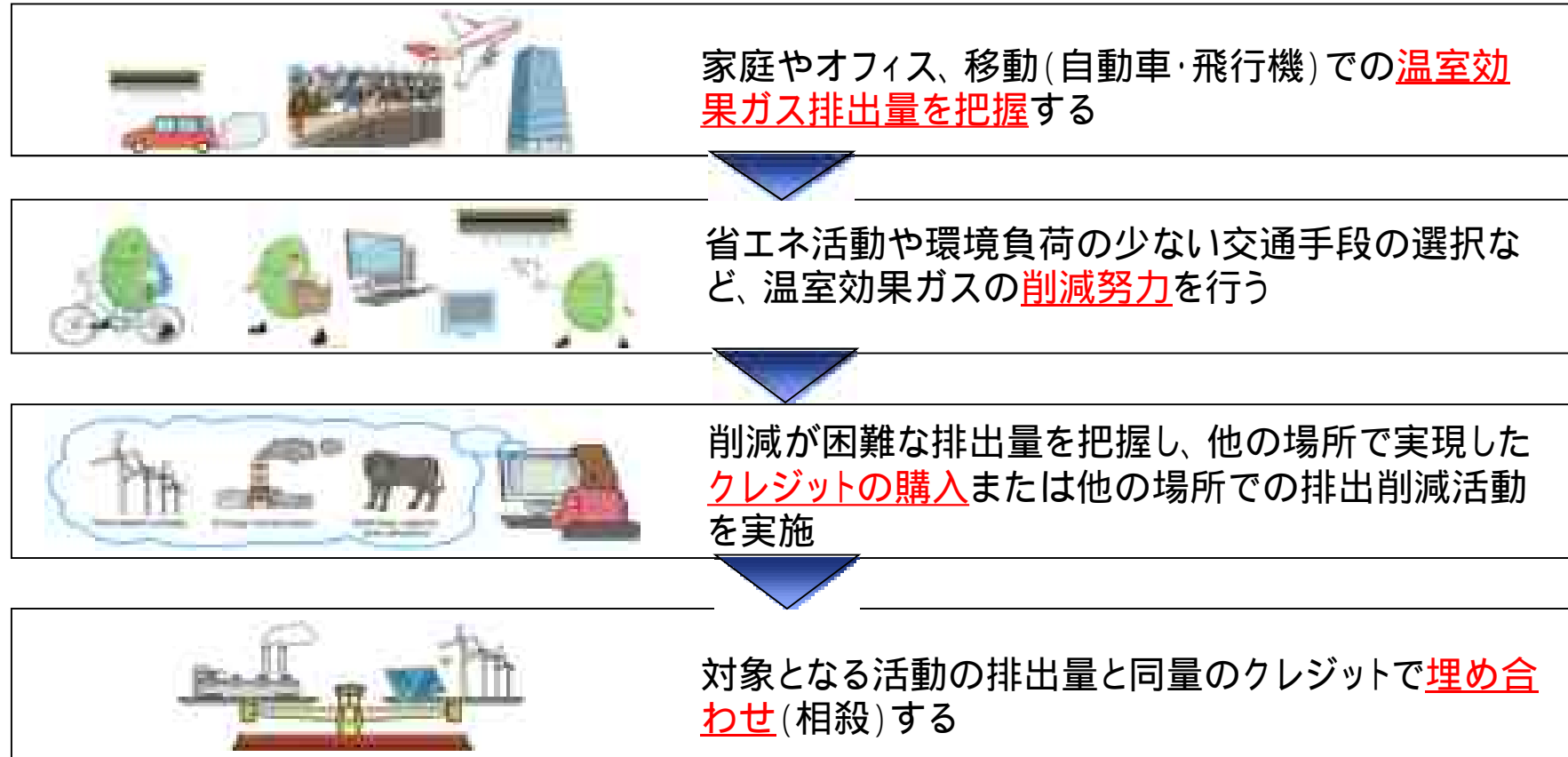
ご説明内容

1. カーボン・オフセットの現状と今後の課題
2. その他の市場メカニズムを活用した地球温暖化対策の取組と課題
3. 平成24年度予算要求について
4. 地方公共団体における取組状況

1. カーボン・オフセットの現状 と今後の課題

カーボン・オフセットとは？

【定義】市民、企業等が、
自らの温室効果ガスの排出量を認識し、
主体的にこれを削減する努力を行うとともに、
削減が困難な部分の排出量を把握し、
他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等(クレジット)の購入、他の場所で排出削減・
吸収を実現するプロジェクトや活動の実施等により、 の排出量の全部又は一部を埋め合わせること。



カーボン・オフセットの意義・効果

1. 社会を構成するあらゆる主体によるCO2削減行動の推進

地球温暖化の防止が社会全体で取り組むべき課題であるとの認識の下、カーボン・オフセットの取組を通じ、

「排出量の見える化 自分ごと化 削減努力 削減しきれない排出量の埋め合わせ」

という流れを作り出すことで、市民、企業、NPO/NGO、地方公共団体、政府等様々な主体が、それぞれ温室効果ガスを排出していることを認識するとともに、その削減に取り組み、ライフスタイルや事業活動を低炭素型にシフトしていく契機となる。

2. 国内外の温室効果ガス削減等プロジェクトへの資金還流

国内外の温室効果ガスの排出削減・吸収を実現するプロジェクトの資金調達に貢献する。

特に、オフセット・クレジット(J-VET)を活用することにより、カーボン・オフセットに取り組む企業等から、国内で削減等プロジェクトを行う事業者へ資金が還流することとなり、国内投資の促進や雇用の確保、それらを通じた地域活性化にも貢献することが期待される。

3. 温室効果ガス削減を含めた環境保全上の複数の効果の同時実現

カーボン・オフセットの取組やクレジット創出プロジェクトの実施により、温室効果ガスの排出削減・吸収のみならず、同時に、廃棄物の減量や適正処理の推進、植林・森林保全やそれを通じた生物多様性の保全等、環境保全上の複数の効果(コベネフィット)が実現しうる。

カーボン・オフセットに関連する3つの認証制度 + 1



【カーボン・ニュートラル認証制度】



カーボン・ニュートラル
企業を認証。

【カーボン・オフセット認証制度】



カーボン・オフセット
商品・サービス、イベ
ント等を認証。

【あんしんプロバ イダー制度】

カーボン・オフ
セットに関する
支援サービス等
を行う事業者で
あるオフセット・
プロバイダーの
情報公開制度。

【オフセット・クレジット(J-VER)制度】

国内の排出削減・吸収量のクレ
ジット認証及び発行。
(J-VER認証)

都道府県の制度のうち、J-VER制
度と整合する制度をプログラムとして
認証。
(都道府県J-VERプログラム認証)

カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準 ならびにカーボン・オフセット認証制度（気候変動対策認証センター）

信頼性のあるカーボン・オフセットの構築ならびに取組の推進のために、環境省が2009年3月に認証基準を策定。同年4月より、気候変動対策認証センター(事務局:(社)海外環境協力センター内)が第三者認証機関としてカーボン・オフセット認証制度を実施。2011年10月現在、71件の認証を行っている。(認証番号4CJ-0900000試行事業除く)

目的

カーボン・オフセットの取組に対する認識の向上、取組の促進、公正な市場形成

認証要件

排出量の認識

算定方法ガイドライン等の算定方法、各種データの記録等

削減努力の実施

温対法等の法令遵守、何らかの削減取組等

オフセットに用いるクレジット調達等

クレジット種類(CER、J-VER、都道府県J-VER)、調達に係る契約の締結等

排出量の埋め合わせ

オフセット量との整合性、無効化処理等

情報提供

情報提供ガイドライン等



ラベリングの実施

第三者認証機関による認証を受けた取組に対してはラベリングを実施。



あんしんプロバイダー制度（気候変動対策認証センター）

あんしんプロバイダー制度とは、オフセット・プロバイダーの過去一定期間の排出量クレジットの取扱方法等を

続きにおける期間が短縮されると同時に一定額の手数料優遇を受けることが出来る。

【オフセット・プロバイダー】市民、企業等がカーボン・オフセットを実施する際に必要なクレジットの提供及び取組の支援
または取組の一部を実施するサービスを行う事業者。

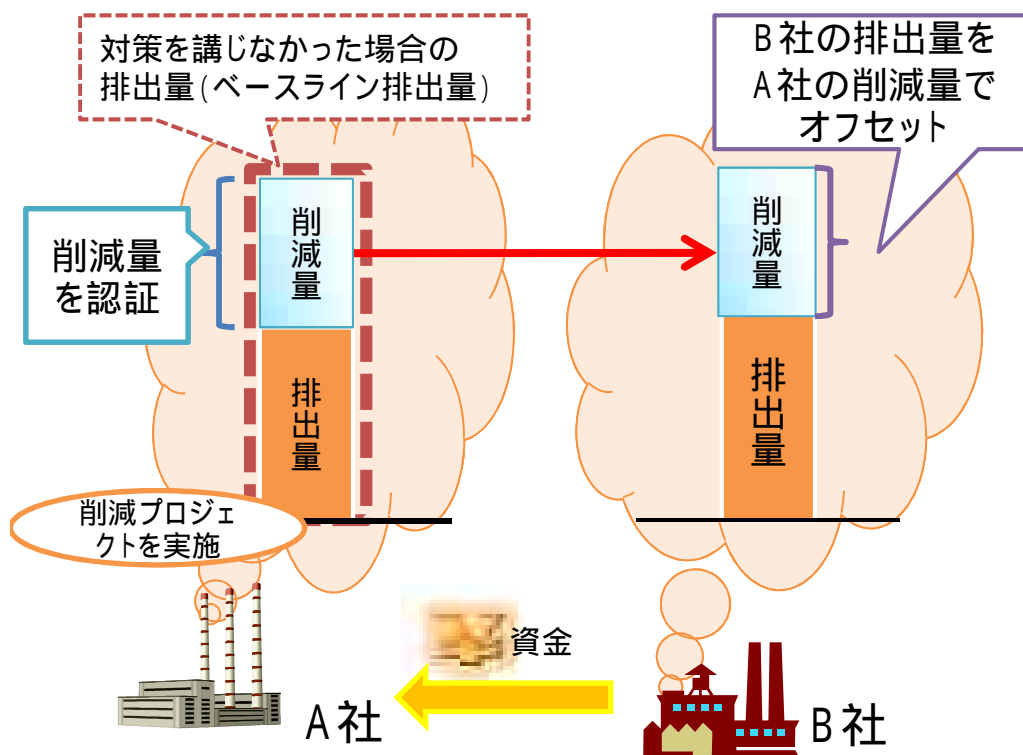
株式会社 エコノス		株式会社 アドバンテック	
三井住友ファイナンス&リース株式会社		株式会社 シーエーシー	
一般社団法人 モア・トゥリーズ		株式会社 e-プランニング	
カーボンフリーコンサルティング株式会社		インキュベクス株式会社	
株式会社 リサイクルワン		株式会社イトーキ	
三菱UFJリース株式会社		2011年11月現在	

オフセット・クレジット(J-VER)制度

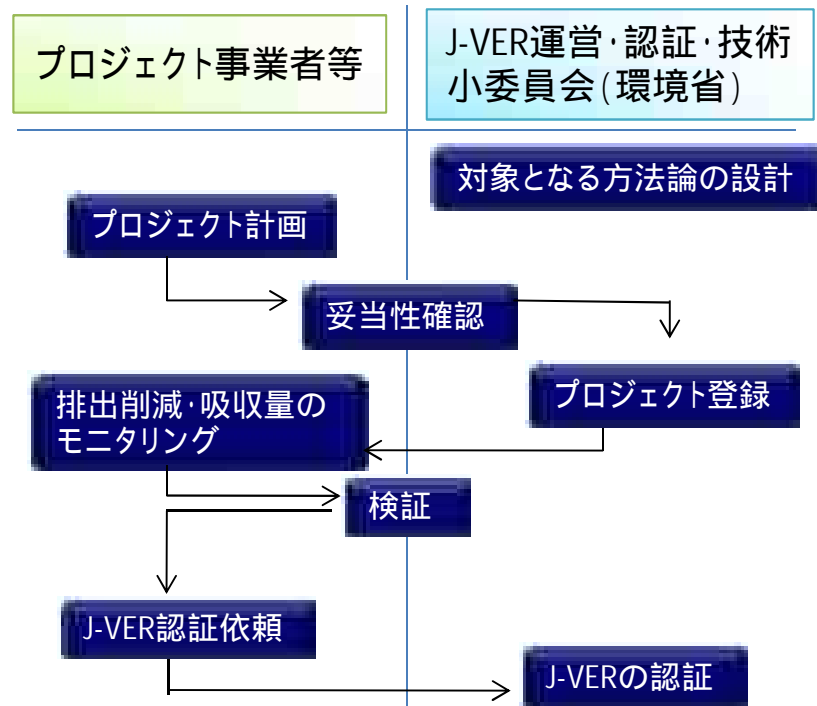
環境省は、カーボン・オフセット(自らの排出量を他の場所の削減量(クレジット等)で埋め合わせて相殺すること。)の仕組みを活用して、国内における排出削減・吸収を一層促進するため、国内で実施されるプロジェクトによる削減・吸収量を、オフセット用クレジット(J-VER)として認証する制度を2008年11月からスタート。(「J-VER」=「Japan-Verified emission reduction」)

自主的なカーボン・オフセットのほか、地球温暖化対策推進法に基づく排出量算定・報告・公表制度の報告に活用可能。国際規格ISOに準拠した信頼性の高い認証制度として運営。

< オフセットの仕組み >



< J-VER制度のフロー図 >

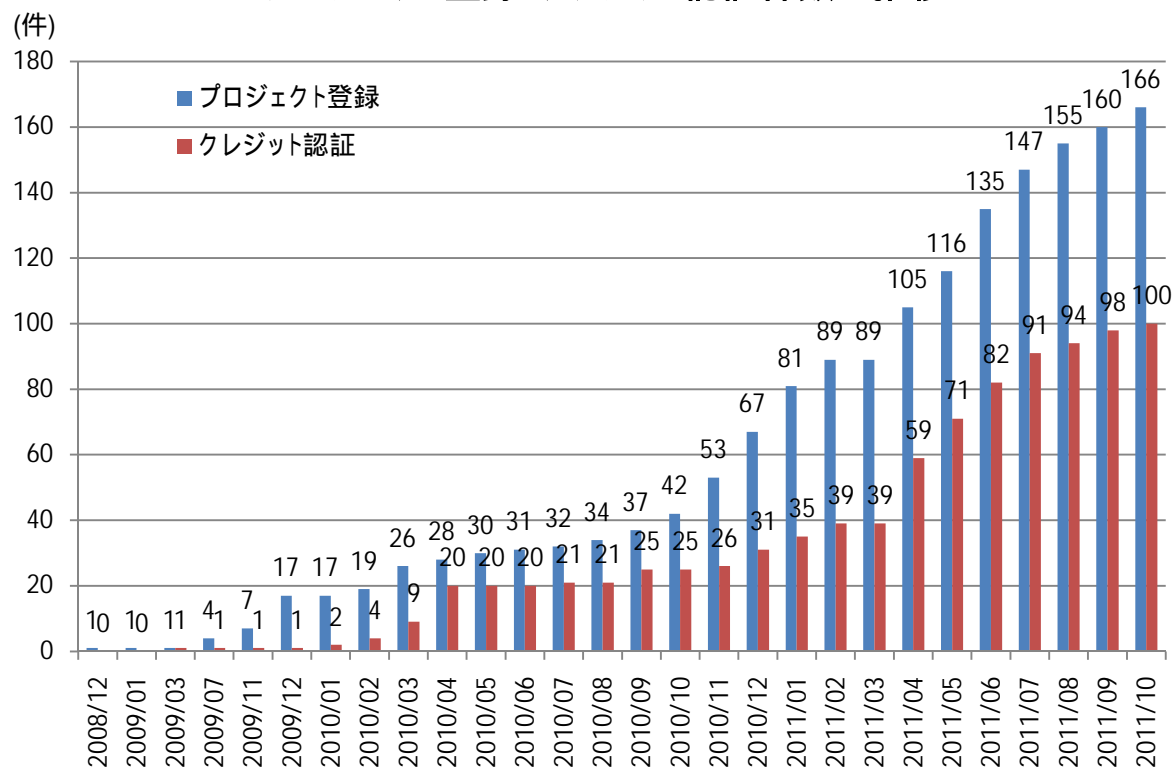


オフセット・クレジット(J-VER)制度 認証・登録等の状況

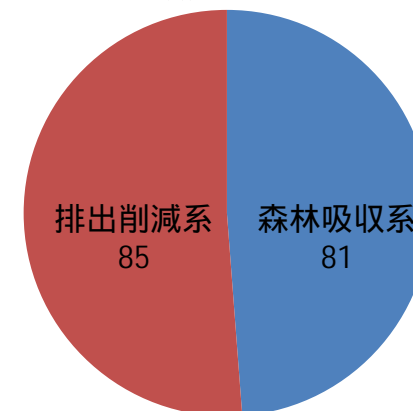
2011年10月時点で、J-VER制度に登録されているプロジェクトの件数は累計166件。

このうち100件のプロジェクトについて、オフセット・クレジット(J-VER)の認証が行われている。累計認証クレジット量は147,935t-CO₂。

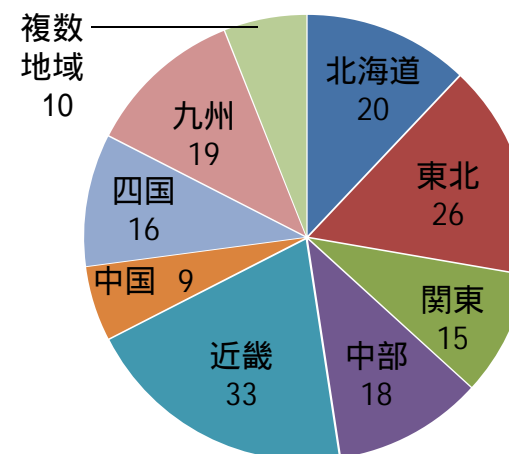
< プロジェクト登録・クレジット認証件数の推移 >



< プロジェクト種類別登録プロジェクト数 >



< 地域別登録プロジェクト数 >



カーボン・ニュートラル認証制度

「カーボン・ニュートラル」とは

環境省 カーボン・ニュートラル認証基準において、カーボン・オフセットを更に深化させ、事業者等の事業活動等から排出される**温室効果ガス排出総量の全部**を他の場所での排出削減・吸収量でオフセット(埋め合わせ)する取組。

カーボン・ニュートラル認証制度 URL: <http://jcs.go.jp/cn/index.html>

カーボン・ニュートラルの取組に関する信頼性を構築するために、平成23年9月15日に設立。JIS Q 14064-1に準拠した制度で、個別のカーボン・ニュートラルの取組が、カーボン・ニュートラル認証基準に基づいているかどうかを検証し、環境省が認証を付与。



カーボン・ニュートラル認証

カーボン・ニュートラル検証等の結果に基づき、本基準に定めるカーボン・ニュートラルを達成していることを認証すること。

カーボン・ニュートラル計画登録

カーボン・ニュートラル計画審査等の結果に基づき、カーボン・ニュートラル計画が本基準の要求事項を満たし適正に作成されており、かつ確実に実施される見込みがあることを確認し登録すること。

認証制度利用のメリット

- ✓ 認証を取得した範囲内において名刺や社屋等へのラベル利用が可能
- ✓ 企業価値の向上
- ✓ ISOに準拠していることから国際的にアピール可能
- ✓ スコープ3排出量算定の試行



カーボン・ニュートラル認証制度説明会 (第1回:10月31日・第2回:11月11日・第3回11月30日)

対象事業者 : カーボン・ニュートラル認証の取得を目指す事業者を対象

説明会詳細 : <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14357>

配布資料 : 第3回説明会終了後、カーボン・オフセットフォーラムWebサイト(<http://www.j-cof.go.jp/>)にて公開

カーボン・ニュートラル等によるオフセット活性化検討会

カーボン・オフセットは、温室効果ガスの削減だけでなく、削減等のプロジェクトが実施され地域において投資や雇用の促進、地域活性化等の効果も期待できることや、海外においてカーボン・ニュートラルなどの新しい動きが見られるようになったことを受け、カーボン・オフセットの取組の活性化方策等について検討するため、環境省は「カーボン・ニュートラル等によるオフセット活性化検討会」を開催。

(第1回:平成23年4月28日、第2回5月13日、第3回6月15日、第4回7月20日開催)

検討内容

(1) カーボン・オフセットに係る制度の改善

排出量の算定、クレジットの取得等、カーボン・オフセットの取組の一連の過程における概念・基準の明確化等による、認証制度の利便性の向上。

ラベリングの工夫、いわゆる「オフセット商品」に係る基準の標準化等による、消費者への理解の浸透。

CO2削減効果以外の環境配慮の観点の組み込み等による、カーボン・オフセットの取組の高付加価値化。

カーボン・オフセットの普及促進母体の活性化や認証を行う主体についての考え方の整理等による、地方公共団体や民間の多様な主体の取組推進。

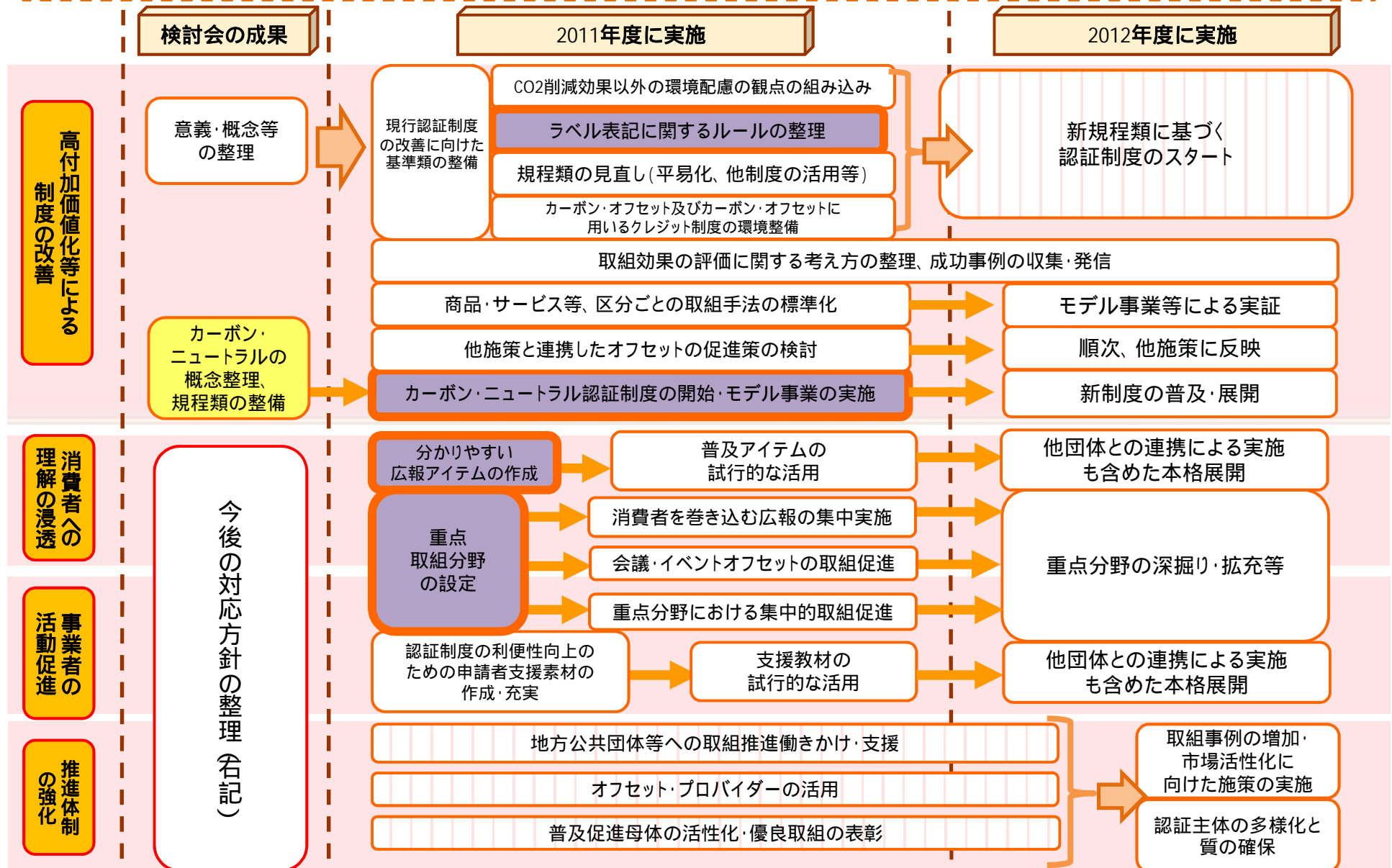


(2) カーボン・ニュートラル認証

現行の指針、第三者認証基準、関連ガイドラインにカーボン・ニュートラルを位置づける。

カーボン・オフセットの取組活性化に向けた工程表

取組の活性化に向け、2011年度においては、国民の認知度の向上に効果の高い取組を重点的に進めるものとする（図中の ）。



* 活性化方策の効果的・効率的実施のため、継続的に必要な調査・分析を行う。
 * 東日本大震災からの復興の過程における役割についても考慮しつつ上記取組を進める。

カーボン・オフセットに関する今後の取組課題

【オフセット活性化検討会で指摘された課題】

- **高付加価値化等による制度の改善**
 - ラベル表記に関するルールの整理
 - カーボン・ニュートラル認証制度の開始・モデル事業の実施 等
- **消費者への理解の浸透**
 - 分かりやすい広報アイテムの作成 等
- **事業者の活動促進**
 - 会議・イベントオフセットをはじめとした重点取組分野の設定 等
- **推進体制の強化**
 - 地方公共団体への支援やオフセット・プロバイダーの活用、優良取組の表彰 等

【その他の課題】

- **税務会計等に関する取扱の明確化 等**

2. その他の市場メカニズムを 活用した地球温暖化対策の 取組と課題

我が国における国内排出量取引制度の検討

【平成17年～】

環境省 自主参加型国内排出量取引制度(J-VETS) (平成17年4月～)

- ・キャップ・アンド・トレードに関する知見・経験の蓄積と事業者の自主的な削減努力の支援を目的。
- ・現在、第4期～第7期の運用中。これまでのべ357社が目標保有者として参加。

↓

【平成20年～】

環境省 国内排出量取引制度検討会 (平成20年1月～)

- ・平成20年5月、キャップ・アンド・トレードの論点を網羅した「中間まとめ」を公表。

排出量取引の国内統合市場の試行的実施 (平成20年10月～)

- ・義務型制度の導入を前提とせず、京都議定書期間における自主行動計画の目標達成の手段として開始。
(平成22年4月の政府フォローアップにおいて、本格制度の基盤となるものではないが、CO2総量目標への修正を促すなどの見直しを行った上で継続することとされた。)

オフセット・クレジット(J-VET^{ジェイバー})制度 (平成20年11月～)

- ・中小企業や農林業等における排出削減・吸収量を、カーボン・オフセットに用いるクレジットとして認証(ISO準拠)。
- ・国内排出量取引制度における外部クレジットとしての活用も視野。

↓

【平成22年～】

地球温暖化対策基本法案 (平成22年3月12日・10月8日閣議決定)

- ・国内排出量取引制度の創設を規定。
- ・排出量の限度の設定方法について、総量方式を基本としつつ、原単位方式についても検討を行う。

中央環境審議会 地球環境部会 国内排出量取引制度小委員会 (平成22年4月～)

- ・制度の在り方について専門的な検討や論点整理を行い、平成22年12月、中間整理を公表。

地球温暖化対策の主要3施策について (平成22年12月28日 地球温暖化問題に関する閣僚委員会)

- ・国内排出量取引制度に関し、我が国の産業に対する負担や雇用への影響等を見極め、慎重に検討を行うこととした。

政府における国内排出量取引制度創設の位置づけ

地球温暖化対策の主要3施策について

(平成22年12月28日 地球温暖化問題に関する閣僚委員会) (抄)

国内排出量取引制度

国内排出量取引制度は、地球温暖化対策の柱である一方で、企業経営への行き過ぎた介入、成長産業の投資阻害、マネーゲームの助長といった懸念があり、地球温暖化対策のための税や全量固定価格買取制度の負担に加えて大口の排出者に新たな規制を課すことになる。

このため、国内排出量取引制度に関しては、我が国の産業に対する負担やこれに伴う雇用への影響、海外における排出量取引制度の動向とその効果、国内において先行する主な地球温暖化対策(産業界の自主的な取組など)の運用評価、主要国が参加する公平かつ実効性のある国際的な枠組みの成否等を見極め、慎重に検討を行う。

地球温暖化対策基本法案(平成22年3月12日・10月8日閣議決定) (抄)

(国内排出量取引制度の創設)

第十三条 国は、温室効果ガスの排出の量の削減が着実に実施されるようにするため、国内排出量取引制度(温室効果ガスの排出をする者(以下この条において「排出者」という。)の一定の期間における温室効果ガスの排出量の限度を定めるとともに、その遵守のための他の排出者との温室効果ガスの排出量に係る取引等を認める制度をいう。以下同じ。)を創設するものとし、このために必要な法制上の措置について、次条第二項に規定する地球温暖化対策のための税についての検討と並行して検討を行い、この法律の施行後一年以内を目途に成案を得るものとする。

- 2 前項の規定による検討においては、排出者の範囲、当該範囲に属する排出者の一定の期間における温室効果ガスの排出量の限度を定める方法、当該排出者の温室効果ガスの排出の状況等の公表の制度その他国内排出量取引制度の適正な実施に関し必要な事項について検討を行うものとする。
- 3 前項の一定の期間における温室効果ガスの排出量の限度を定める方法については、一定の期間における温室効果ガスの排出量の総量の限度として定める方法を基本としつつ、生産量その他事業活動の規模を表す量の一単位当たりの温室効果ガスの排出量の限度として定める方法についても、検討を行うものとする。

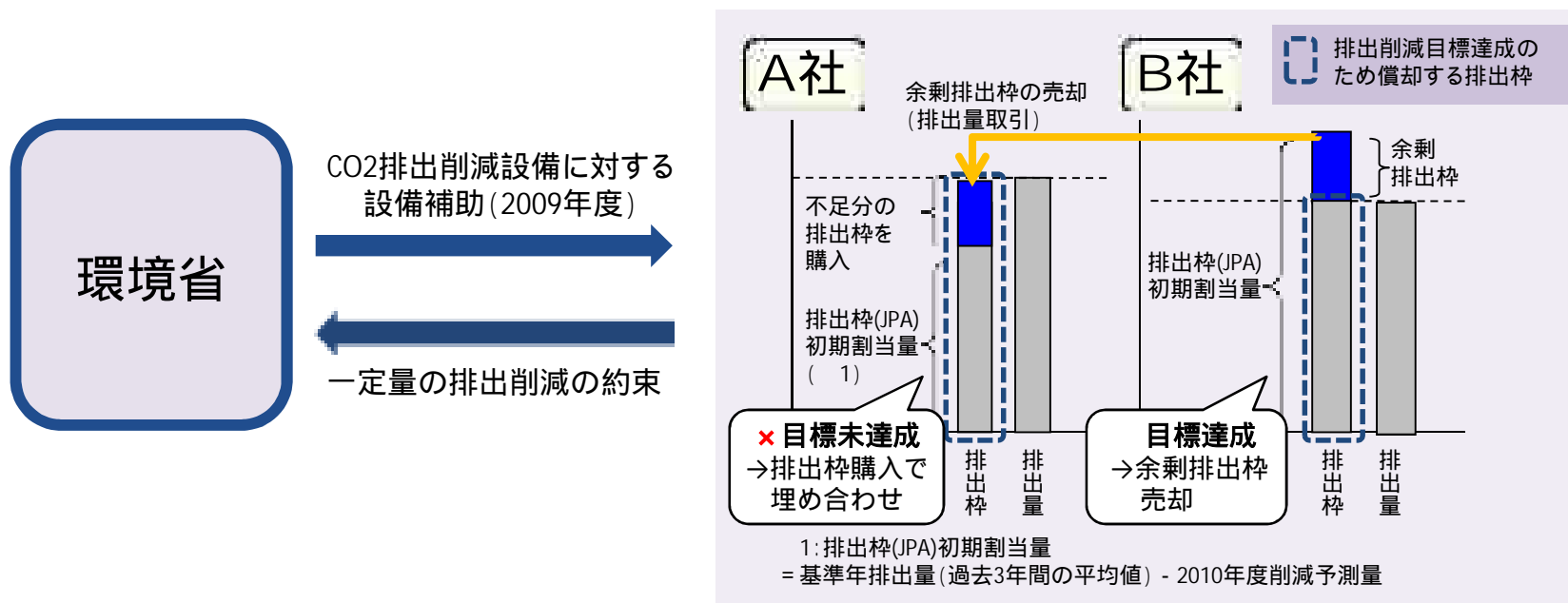
環境省 自主参加型国内排出量取引制度 (JVETS)

【制度の概要】

国内排出量取引制度に関する知見・経験の蓄積と、事業者の自主的な削減努力の支援を目的として、環境省が2005年度から開始。

CO2排出削減設備に対する設備補助、一定量の排出削減の約束、排出枠の取引により、積極的にCO2排出削減に取り組もうとする事業者を支援し、确实かつ費用対効果に優れた形で削減を実現するもの。

これまでのところ、のべ389の事業者が目標保有参加者として参加。



JVETS第1期～第7期の実績

2011年10月20日現在

(採択年度)		第1期(1) (06年度)	第2期 (07年度)	第3期 (08年度)	第4期 (09年度)	第5期 (10年度)	第6期 (11年度)	第7期 (12年度)
参加事業者	目標保有参加者	31	58	55	69	62	55	27
	タイプA			3	12	6	3	2
	タイプB		3	3(2)				
	タイプC							
	取引参加者	7	12	24	公募せず(3)	公募せず(3)	公募せず(3)	公募せず(3)
	合計	38	73	85	81	68	58	29
排出量の検証機関		12	18	20	20	21	22	13
目標保有参加者の基準年度排出量合計(t-CO2)		1,288,543	1,122,593	1,661,251	3,368,915	624,546	483,137	2012年2月 確定予定
目標保有参加者の削減対策実施年度排出量合計(t-CO2)		911,487	842,401	1,278,626	2,418,618	527,550	2012年8月 確定予定	2013年8月 確定予定
目標保有参加者に事前交付された排出枠償却量合計(t-CO2)		1,015,467	905,426	1,524,841	3,034,298	524,739	400,210	2012年2月 確定予定
目標保有参加者の排出枠償却量合計(t-CO2)		971,383	875,380	1,317,205	2,586,411	527,961	2012年11月 確定予定	2013年11月 確定予定
基準年度排出量からの排出削減総量(t-CO2)(基準年度比削減率)		377,056 (29%)	280,192 (25%)	382,625 (23%)	950,297 (28%)	96,996(4) (16%)	2012年8月 確定予定	2013年8月 確定予定
当初約束していた排出削減量総量(t-CO2)(基準年度比削減率)		273,076 (21%)	217,167 (19%)	136,410 (8.2%)	334,617 (9.9%)	99,807 (16%)	82,927 (17.2%)	101,450 (-)
排出量取引件数(件)		24	51	23	24	41	2012年11月 確定予定	2013年11月 確定予定
排出量取引量(t-CO2)		82,624	54,643	34,227	57,930	29,649	同上	同上
平均取引価格(t-CO2/円) (おおよその値)		1,212	1,250	800	750	830	同上	同上

- 1: 「06年度」は2006年度が排出削減実施年度であることを表す。原則として、排出削減実施年度は採択年度の翌年度となる。
- 2: 第3期タイプC参加者は2007年度・2008年度の2年間に渡り、排出削減実施事業者として参加。
- 3: 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」における「試行排出量取引スキーム」における取引参加者と一本化。
- 4: 不足分は前年度までのバンキング分を活用して目標を達成。

3. 平成24年度予算要求について


カーボン・オフセット及びオフセット・クレジット(J-VER)制度の推進事業(11億円)

<カーボン・オフセット>


市民・企業等が、自身の温室効果ガスの排出量を認識し、削減努力を行った上で、どうしても削減できない部分を、他の場所の削減・吸収量(クレジット等)で埋め合わせる



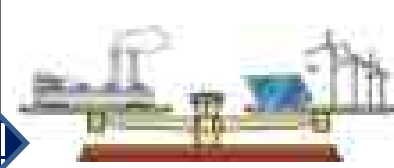
家庭やオフィス、移動(自動車・飛行機)での温室効果ガス排出量を把握する



省エネ活動や環境負荷の少ない交通手段の選択など、温室効果ガスの削減努力を行う



削減が困難な排出量を把握し、他の場所で実現したクレジットを購入または他の場所での排出削減活動を実施



対象となる活動の排出量と同量のクレジットで埋め合わせ(相殺)する

事業概要

適切なカーボン・オフセットの普及

- ・ カーボン・オフセットに関する相談、認証取得支援
- ・ カーボン・オフセットEXPO(マッチングイベント)などを通じ、環境先進企業と取組事業者や地方自治体等、様々な取組主体との連携を通じた消費者への理解浸透拡大
- ・ 会議イベントオフセット等、重点取組分野での普及促進

- ・ カーボン・ニュートラル認証制度の運営や試行事業を通じた、制度の適切な普及

信頼性の高いクレジット(J-VER)の創出

- ・ オフセット・クレジット(J-VER)制度の運営 (J-VER認証、新規プロジェクト種類の承認等)
- ・ J-VERプロジェクト実施者への支援 (認証プロセス支援、協議会等を通じた地方マッチング支援)

J-VER制度 [Japan-Verified Emission Reduction]
国内のプロジェクトによる温室効果ガスの排出削減・吸収量を、オフセットに用いるクレジット(J-VER)として認証する制度。ISOに準拠した形で2008年11月よりスタート。

J-VER制度を活用したカーボン・オフセットの取組促進を通じ、京都議定書や中長期目標の達成に貢献するとともに、中小企業や農林分野を含めた国内投資の促進、雇用促進につなげ、地域活性化に寄与

地域における市場メカニズムを活用した低炭素化推進事業(10億円)

特別枠(日本再生重点化措置)

背景

市民を巻き込んだ温暖化対策の充実の必要性や東日本大震災を契機とした電力需給逼迫への対応のため、地域ぐるみで地域の活性化も視野に入れつつ、市場メカニズムを活用した取組を行う先進事例がみられている。

このため、これを継続的な取組へつなげつつ、全国的に広めていくことが必要。

事業内容

地域ぐるみの取組を支援

市場メカニズムを活用した温室効果ガス削減等の取組を地域ぐるみで行うものに対し、実施体制の構築・効果検証等を支援。

効果

先行事例を基に課題・成果を共有・整理し、他地域でも活用可能な取組手法・評価手法の確立を図ることにより、取組の全国展開を目指す。

- 費用効率的な取組の実証による地域の参加の促進
- 課題・成果の共有、制度運営コストの低減
- 地域を越えた連携のための共通的な基盤の整備

< 地域ぐるみの自主的な取組の例 >

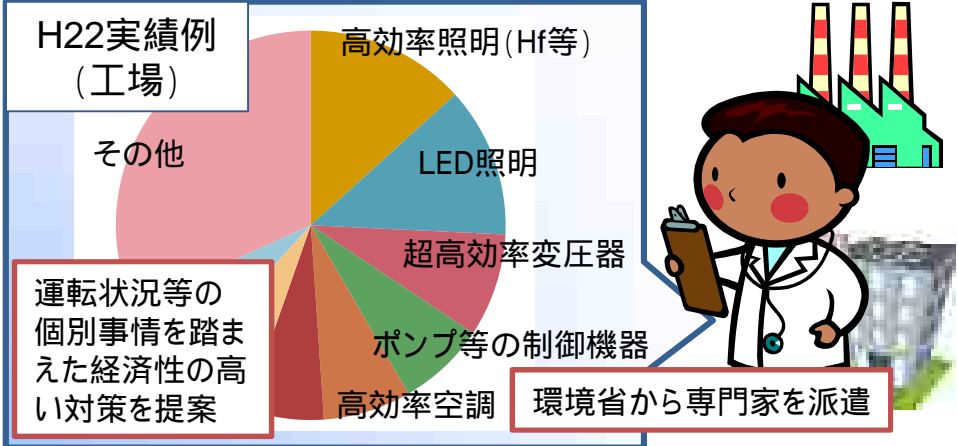


平成24年度 CO2削減ポテンシャル診断・対策提案事業 (3.6億円)

- 排出量の大きい(年間3,000t-CO2)事業者に対しCO2削減ポテンシャル診断を実施し、投資回収年数3年未満の経済性の高いCO2削減対策投資・対策を促進する。
- 事業者規模により診断への対応能力は異なることから、それぞれの特徴にあわせて二つのメニューを用意し、診断後の対策実施率を高める。
- ウェブサイトや相談会等により事業者へ広く効果的な対策メニューを周知することで中長期的な事業者のCO2削減対策を促進する。



平成24年度から
事業者の排出規模に合わせて2つのメニューでがんばる事業者を応援



CO2削減ポテンシャル診断

診断機関が事業者に対し計測を含む詳細な診断を実施し、CO2削減の対策技術の提案を行う
 対象: 全国の大規模(排出量年6千トン以上)の事業者
 規模: 100件

自治体ポテンシャル診断支援

自治体がCO2削減・相談窓口を設置
 電話・診断機関の派遣による簡易相談・診断を行うとともに診断後のフォローアップも行う
 対象: 自治体内に所在する中規模(排出量年6千トン未満3千トン以上)の事業者
 規模: 10自治体 × 100件程度/自治体

ポテンシャル診断実績 平成22年度 100件 平成23年度 126件

先進対策の効率的実施による業務CO2排出量大幅削減事業(10億円)

必要性

CO2排出増に歯止めのかからない業務部門(90年比32%増)における対策が急務
排出量の大部分を占める膨大な数の既存ストックへの対策が最重要

対策の費用効率性を高め、かつ総量削減を担保することにより、大量の既存ストックにおいて
安く、大量かつ確実にCO2を削減することが必要

概要

関係者全員の削減努力を最大限引き出すため、市場メカニズムを活用

リバースオークションによる 費用効率的な先進対策導入

事業者は、環境省指定の先進対策BAT(高効率照明、高効率空調、断熱等)を組合せ、削減約束値とともに申請
1トンの削減に必要な補助額の小さい順から採択(リバースオークション)
し、補助することで、費用効率的な削減対策を実施。



先進対策

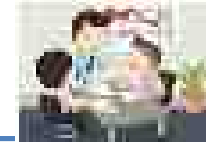
運用改善

排出量
大幅

約束の超過削減への排出枠付与 による運用改善のインセンティブ

見える化機器を活用し、テナントや従業員等が運用改善に努力
削減約束量を上回る削減を達成した場合に排出枠を付与することにより、運用改善のインセンティブ強化

+



排出枠取引による総量削減

削減が約束量を下回る場合には排出枠購入により目標達成に活用

設備導入と運用改善により、業務部門の既存建築物から費用効率的に大幅な総量削減

4. 地方公共団体における 取組状況

<p>自治体名 問合せ先</p>	<p>岐阜県 岐阜県庁6階 環境生活部清流の国ぎふづくり推進課 TEL:058-272-1111 内線2696 / FAX:058-278-2610 c11265@pref.gifu.lg.jp</p>
<p>予算</p>	<p>事業名:岐阜県カーボン・オフセットガイドライン(イベント版)の策定 予算:特になし</p>
<p>概要</p>	<p>2010年度に開催した「第30回全国豊かな海づくり大会 ぎふ長良川大会」で実施したカーボン・オフセットを推進していくため、岐阜県が企画・参画して行うイベントについて、カーボン・オフセットを行う場合の考え方や実施手段等について取りまとめたガイドラインを策定。 岐阜県が独自に定めた清流月間(7月)の中心的行事である「清流の国ぎふづくり県民大会」(7月18日)に合わせ策定・公表するとともに、県が開催する大規模なイベント・会議等の実施に当たっては、ガイドラインに従いカーボン・オフセットの取組みを進めている。 また、ガイドラインは、県のホームページに掲載するとともに県内市町村、事業者にも通知し、活用の促進を図っている。</p>



【カーボン・オフセットイベントを行う意義】

- ・イベントの開催に伴う地球環境への負荷を効果的に低減できます。
- ・イベント参加者や地域社会に対して環境配慮への取組みの普及啓発効果が期待できます。
- ・イベントの社会的価値や主催者の地球温暖化への取組み姿勢を県内外に向けて発信することができます。

【オフセットイベントのルール】

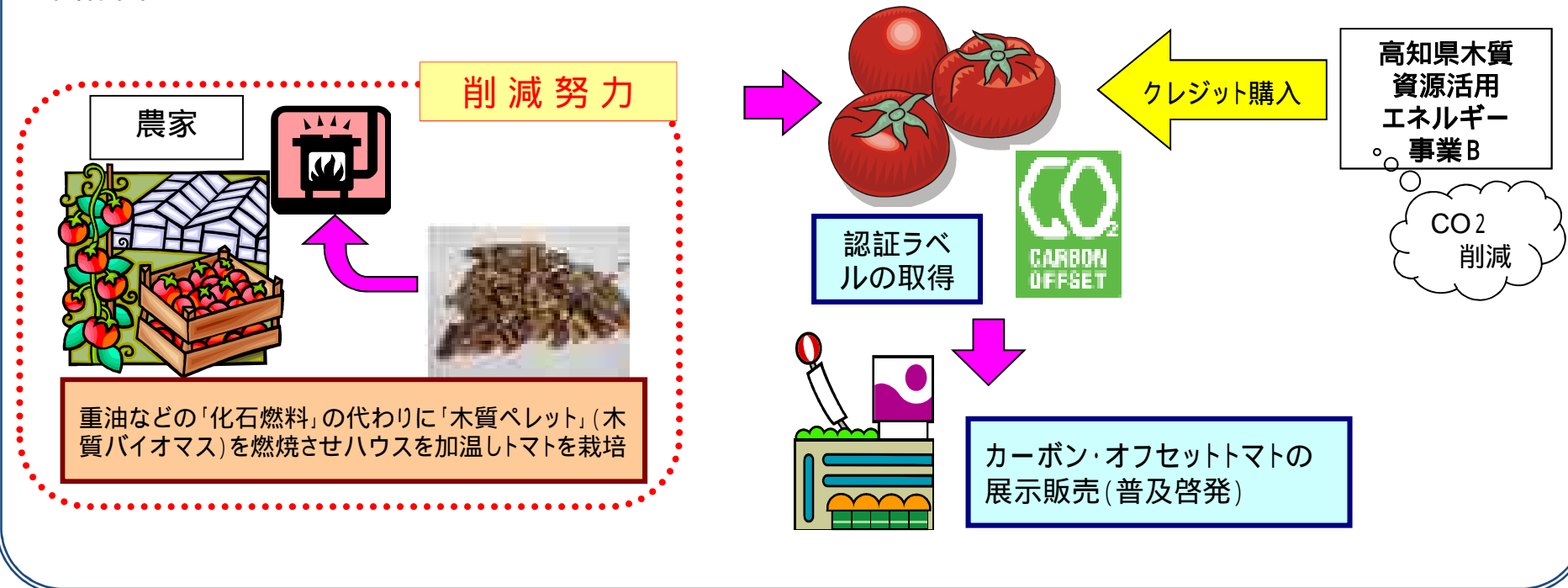
- ・全ての会議・イベント等についてCO2排出削減努力を行う等環境について配慮
- ・地球温暖化防止をはじめとする環境保全のための会議・イベント等については、規模・種類等を問わずカーボン・オフセットの実施を検討
- ・**1,000人以上**の参加者を見込む会議やイベント等については、人数等から算出したCO2排出量の概算が**5t-CO2以上**であればカーボン・オフセットの実施を検討
- ・オフセットする際、購入するクレジットは、**原則として県内から創出されたオフセット・クレジット(J-VER)を充てる**

山梨県南アルプス市

カーボン・オフセット 2010年度実施

自治体名 問合せ先	山梨県南アルプス市役所 総合政策部 地球温暖化対策室 樋 泉 孝 司 〒400-0395 山梨県南アルプス市小笠原376 TEL: 055-282-7409(直通) E-MAIL hikoji@city.minami-alps.lg.jp
予算	環境省 H22年度カーボン・オフセットモデル事業費
概要	南アルプス市が、市内の「ハウストマト(ハウス桃太郎)」の栽培において、加温に使用する燃料に木質バイオマスを利用しCO2の排出を抑制した上で、トマト1個あたり5kgのオフセット・クレジット(J-VER)を付与し市場において販売。 この「カーボン・オフセットトマト」を購入することにより、購入者は日常生活で排出するCO2をオフセット。

【関係図】



神奈川県横浜市、熊本県小国町

【横浜市】 カーボン・オフセット 2011年度実施
 【小国町】 J-VER創出 2011年度実施

自治体名 問合せ先	横浜市 温暖化対策統括本部企画調整部調整課 TEL: 0475-671-2623	熊本県小国町 農林振興課農林係 TEL: 0967-46-2112
予算	【横浜市】 事業名:特になし 予算:特になし	【熊本県小国町】 予算:H21年度オフセット・クレジット(J-VER)制度活用事業者 支援事業
概要	横浜市が仲介役となり横浜FCと熊本県小国町のカーボン・オフセット連携事業を実施した例。横浜FCはホームゲームのうち九州がホームであるJ2の4チームとの試合を、小国町は熊本で行われる横浜FCとロアッソ熊本との1試合及び横浜FCの選手の九州への移動に伴って排出されるCO2を、小国町の森林整備プロジェクトで発行されたJ-VERを利用してカーボン・オフセットした。 なお、横浜市と横浜FCはエコパートナー協定を結んでおり、横浜市と熊本県小国町は低炭素都市推進協議会のグリーンエコノミーワーキンググループでの連携により本事業実現した。	

【関係図】





北海道石狩郡当別町

オフセット・クレジット創出 2010年度実施

自治体名 問合せ先	北海道石狩郡当別町 環境創造局政策調整部政策課
概要	<p>当別町では、官民共同運行のコミュニティバス「当別ふれあいバス」が平成18年度から走っている。ふれあいバスでは、町内企業・住民から回収した「使用済みてんぷら油」から精製した、バイオディーゼルをバス運行の燃料に利用。さらに、そこから生まれるJ-VERを収益化することで、バス経営を安定化。</p> <p>当該J-VERは環境町づくりパートナーズ協定を結ぶ全日本空輸株式会社が2010年度発行分のJ-VERを全量を購入し、その一部は、同じ北海道で行われるゴルフトーナメント「ANAオープン」の送迎バス運行から排出されるCO2のオフセットに利用されている。</p>

【関係図】



長野県

オフセット・クレジット創出 2010年度実施

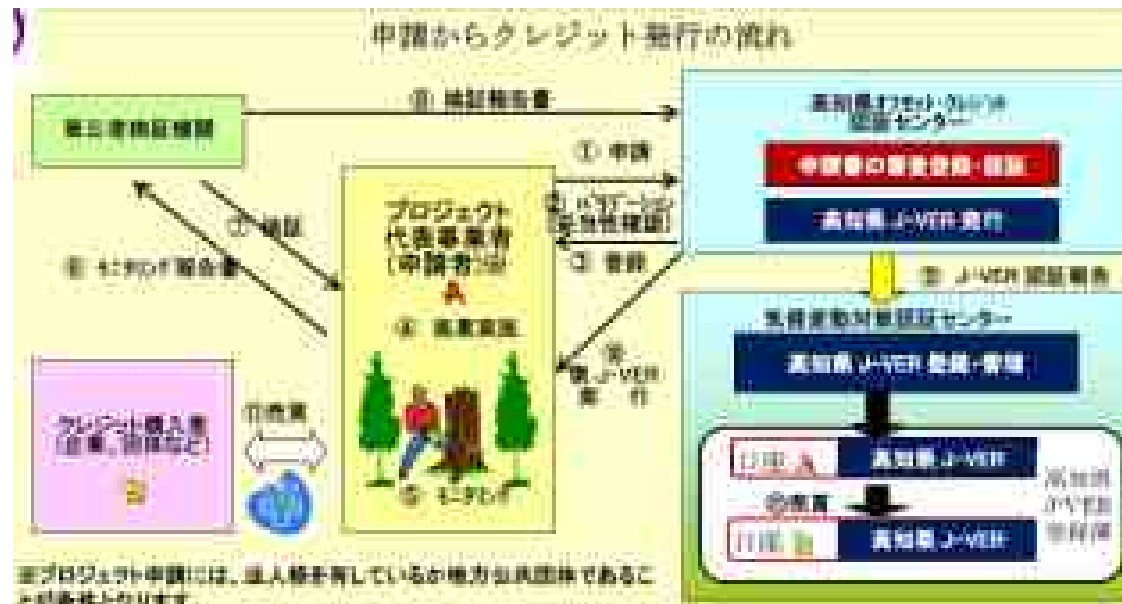
自治体名 問合せ先	長野県 信州の木振興課 県産材利用推進室 TEL: 026-235-7266
予算	森林整備加速化・林業再生基金より支出
概要	<p>長野県産の木質ペレットを化石燃料の代わりにストーブ燃料として利用することでJ-VERを創出し、J-VERの販売収益は木質ペレットの利用者に還元する仕組みを構築。未利用の間伐材等の森林資源の有効活用と地球温暖化対策に資する森林整備を推進するとともに、民生部門での地球温暖化対策を促進することを目的としている。</p> <p>また、創出されたクレジットは地元長野で行われる第59回長野県縦断駅伝競走のカーボン・オフセットに利用された。レースの行方を見守る長野県全域に対してその概念やCO2削減への取り組みに関する広報活動を行なうことにより、県民の認知向上を図る等、普及啓発も目的。</p> <p>木質ペレット以外にも、薪ストーブ利用によるオフセット・クレジット（J-VER）創出も行っている。</p>



高知県

都道府県J-VER制度 2009年度より実施

自治体名 問合せ先	高知県 〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1-7-52 高知県林業振興・環境部 環境共生課 TEL 088-821-4554(直通) FAX 088-821-4530	高知県オフセット・クレジット認証センター - 事務局 〒780-0046 高知市伊勢崎町8番24号 高知県山林協会内 TEL 088-822-5331 FAX 088-875-7191 E-MAIL kochi.j-ver@kochi-sanrin.jp Website http://www.kochi-sanrin.jp/j-ver/jimukyoku.htm
予算	事業名: オフセット・クレジット推進事業費 予算: 4773万5000円	
概要	都道府県J-VER制度とは、温室効果ガスの削減・吸収量をクレジットとして認証・発行する都道府県の制度について、オフセット・クレジット(J-VER)制度に整合していることをJ-VER認証運営委員会が認証した制度のこと。 高知県J-VER制度は、環境省の認める「都道府県J-VERプログラム」として、平成22年2月に、全国で2番目に認証を受けており、現在8件の登録と、5件の認証がなされている。創出されたクレジットを環境先進企業などへ販売することにより、新たな資金を得て森林整備を進め、地球温暖化対策を促進していく仕組みとなっている。	

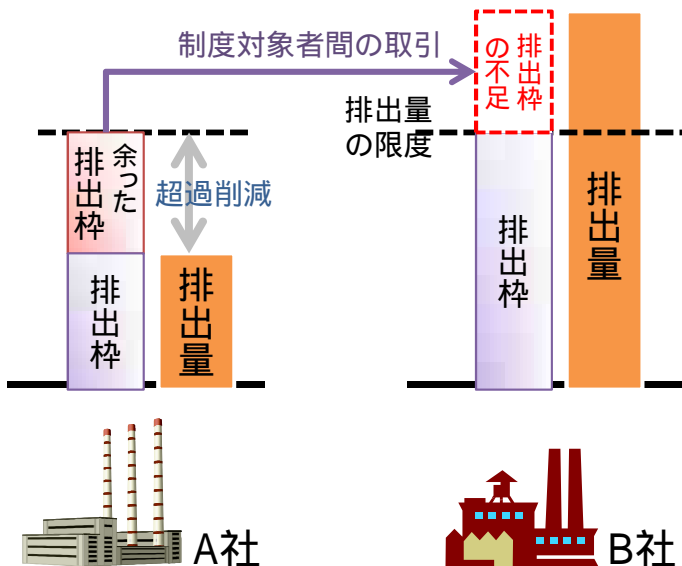


東京都

排出量取引 2008年条例改正
2010年度開始

自治体名 問合せ先	東京都 環境局 都市地球環境部 総量削減課 「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口 〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第二本庁舎8階中央 keikakusho@kankyo.metro.tokyo.jp 電話 03-5388-3438 FAX 03-5388-1380
予算	温暖化対策産業業務部門 約70億円(排出量取引制度以外の地球温暖化対策費も含む)
概要	都は、2008(平成20)年7月、環境確保条例を改正し、「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」を導入しました。削減義務は、2010(平成22)年4月から開始されています。この制度は、EU等で導入が進むキャップ・アンド・トレードを我が国ではじめて実現したものであり、オフィスビル等をも対象とする世界初の都市型のキャップ・アンド・トレード制度となります。排出量取引制度では、大規模事業所間の取引に加え、都内中小クレジット、再エネクレジット、都外クレジットを活用できます。対象事業所は、自らの削減対策に加え、排出量取引での削減量の調達により、経済合理的に対策を推進することが出来る仕組みとなっています。

【排出量取引概要図】



【東京都排出量取引フロー図】

